

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 氏 名       | おおにし まさみつ<br>大 西 正 光      |
| 学位(専攻分野)  | 博 士 (工 学)                 |
| 学 位 記 番 号 | 工 博 第 2486 号              |
| 学位授与の日付   | 平 成 17 年 3 月 23 日         |
| 学位授与の要件   | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当   |
| 研究科・専攻    | 工 学 研 究 科 都 市 社 会 工 学 専 攻 |
| 学位論文題目    | プロジェクト契約の不完備性と制度設計に関する研究  |

論文調査委員 (主 査) 教 授 小 林 潔 司 教 授 谷 口 栄 一 教 授 大 津 宏 康

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、不完備契約理論の立場から、社会資本整備プロジェクトに関わるクレジットリスクの発生メカニズムに関して理論的に分析するとともに、クレジットリスクの効率的な処理のための制度設計の方法論に関して論じたものであり、8章により構成されている。

第1章は序論であり、社会基盤プロジェクト契約の特性を考察するとともに、社会基盤プロジェクト契約が将来発生するリスク事象に対応する対処条項を契約の中に正確に記述できない不完備契約であることを明らかにしている。さらに、不完備契約を補完する制度設計の重要性について議論し、本論文の各章の位置付けを明確にしている。

第2章では、PFI (Private Finance Initiative) 事業権契約を対象として、契約の不完備性を考慮した望ましいリスク分担原則に関して分析している。その際、事業リスクが外生的リスクと内生的リスクに分類できることを指摘し、外生的リスクに対して望ましいリスク分担原則及び契約変更ルールを明らかにしている。さらに、内生的リスクの1つである情報の非対称性に起因するモラルハザードに関しては、モニタリング、誘因システムの設計を通じて制御可能であること、契約の不完備性に起因するホールドアップ問題を克服するためには、再契約時における費用負担変更ルールを明確に設計しておくことが必要であることを指摘している。

第3章では、融資契約が不完備であることに着目し、プロジェクトにおける保険契約がその不完備性を補完する完備契約として果たす役割について分析している。企業が契約の途中段階で追加融資が必要となったにも関わらず、必要な追加融資を受けることができず、清算に追い込まれるという過重債務問題が融資契約の不完備性に起因していることを指摘している。さらに、保険契約が、過重債務問題を部分的に緩和しうることを明らかにするとともに、保険契約において発生するモラルハザードの抑制にファイナイト契約が有効であることを理論的に証明している。

第4章では、契約の不完備性に対する事後的措置としての瑕疵担保責任に着目し、瑕疵担保責任における強制費用の存在が、契約の効率化に及ぼす影響を分析している。さらに、信義則の有無という民法上の概念規程の差異によって、効率的な瑕疵責任ルールが異なることを明らかにしている。すなわち、信義則が成立することを前提とした場合には無過失責任ルールが、信義則が成立しないことを前提とした場合には、過失責任ルールが望ましいことを理論的に明らかにしている。

第5章及び6章は、典型的な不完備契約である建設契約を取り上げ、国際的なプロジェクトに用いられる建設契約約款のFIDICとわが国の建設契約約款のGCWを対象として、契約の不完備性に起因して発生する契約紛争のメカニズムと解決方法について交渉ゲームモデルを用いて分析している。まず、第5章では、旧FIDICにおける紛争解決過程を仲裁という外部オプションを持つ交渉ゲームとしてモデル化し、紛争処理のメカニズムについて分析している。さらに、第三者裁定が紛争解決過程に及ぼす影響を分析している。第三者裁定による勧告／裁定結果の信頼性が高い場合、第三者裁定により紛争解決の効率化が図られることを指摘している。

第6章は、FIDICにおける請負者のクレーム行動を分析し、クレームが紛争に発展するメカニズムを分析している。そ

の結果、特に、第三者裁定を導入することにより、クレームが紛争に発展する可能性が増加することを明らかにしている。また、GCWにおいては、メリットの少ないクレームの発生の可能性は、他の紛争解決メカニズムの場合より低いことを指摘している。

第7章は、PFI事業における融資契約及び事業権契約の不完備性を同時に考慮し、破綻後の効率的な事業再生手続きに関して考察するとともに、具体的にPFI事業の効率的な事業再生制度を提案している。

第8章は結論であり、本論文で得られた成果について要約している。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、社会資本整備プロジェクトの実施に関わるリスクの中で主としてクレジットリスク（事業破綻リスク）に着目し、不完備契約理論を用いてクレジットリスクの発生構造や、クレジットリスクを効率的に処理するための制度設計に関する理論的な分析を試みたものであり、得られた主な成果は次のとおりである。

1. 社会資本整備プロジェクトに関わるクレジットリスクを体系的に整理するとともに、不完備契約理論の立場からクレジットリスクの発生メカニズムのプロトタイプを定式化している。
2. PFI事業権契約を対象として、最適契約モデルを用いて契約リスクの最適な分担方法を考察し、リスク分担の基本原則を明らかにしている。
3. 自然災害等の発生により、企業が緊急の追加融資を必要としながらも、必要な融資を受けられないという過重債務問題が、融資契約の不完備性に起因することを明らかにしている。さらに、保険契約が契約の不完備性を補完することに着目し、望ましい保険契約制度を提案している。
4. 契約の不完備性を事後的に対処する手段としての瑕疵担保責任に着目し、信義剰の有無という契約環境の相違が瑕疵責任ルールの効率性に及ぼす影響に関して理論的な知見を得ている。
5. 国際建設工事で用いられる契約約款であるFIDICと、わが国の建設契約約款のGCWを対象として、契約が不完備性に起因する紛争の解決過程及び発生メカニズムを交渉ゲーム理論により分析している。その結果、紛争解決の効率化に資するような第三者裁定制度の効率性に関して有用な知見を得ている。
6. 融資契約及び事業権契約の不完備性を前提として、破綻企業の効率的な再生手続きに関して考察するとともに、具体的にPFI事業の効率的な事業再生制度を提案している。

以上、本論文は、不完備契約理論の立場から、社会資本整備プロジェクトに伴うクレジットリスクの発生メカニズムの解明と、その効率的な解決のための制度設計方法を提案したものであり、学術上、實際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士（工学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成17年2月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。